

山梨県公報

号外第六十二号

平成二十一年

八月二十八日

日 曜 金

目次

規 則

山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第三十四号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、法第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者(第四項及び第五項並びに第四十六条の二において「指定代理納付者」という。)から現金を収納したときは、現金領収書に代えて、領収書(第二十七号様式の二)を納人に交付するものとする。

第四十四条第四項に次のただし書を加える。

ただし、指定代理納付者から現金を収納したときは、この旨を通知しないものとする。

第四十四条第五項中「現金払込済書」の下に、「(指定代理納付者から現金を収納した場合においては、現金払込済書)」を加える。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(指定代理納付者の指定)

第四十六条の二 部長は、指定代理納付者を指定しようとするときは、会計管理者に合議しなければならない。

2 指定代理納付者を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。当該内容を変更し、又は取り消したときも同様とする。

- 一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 指定代理納付者に納付させる歳入
 - 三 指定代理納付者が納付の対象とするクレジットカードの種類
 - 四 指定代理納付者に納付させる期間
- 第二十七号様式の次に次のように加える。

領 収 書							
領 収 書 番 号							
年 度	会 計	所 属					
.....						
科 目 名							
金 額	円
納 人	殿						
指定代理 納 付 者							
<p>ただし、</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>領収したので通知します。</p> <p>山 梨 県 会 計 管 理 者 印</p>							

附則
この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番